

2024 年度事業計画

<ミッション>

子どもの権利条約に基づき、子どもの「声」を受けとめることで、子どもがありのまま安心して
きる心の居場所をつくります。また、受けとめた「声」を社会に発信し、子どもが生きやすい社
会を目指します。

<はじめに>

今ようやく、おとなや社会が子どもの声（意見、意志、気持ち）を聴くことの重要性を認識し始め
ています。だからこそ、子どものありのままを受けとめることでエンパワメントし、自己肯定感を
高めるチャイルドラインの重要性が増しています。

しかし、子どもを取り巻く状況は年々厳しくなり深刻さを増しています。全ての根底にあるのは、
子どもを一人の人間として権利主体として見ることができないおとなや社会の問題です。子どもの
権利条約、こども基本法を絵に描いた餅にしないために、子どもの声を聴くことを大切にしながら、
子どもアドボカシーの視点から傾聴の質を高め、意見形成支援につなげていく必要があります。更
に、子どもの参加を進め、子どもの声を大きくしていくことも必要になってきています。

全国 69 実施団体が、子どもの権利を保障し子どもの最善の実現のために、その地域の子どもの状
況に応じた多様な展開を可能にする組織の在り方を目指しましょう。

孤独で、孤立無援で、自己否定に陥っている子どもが増えています。子どもたちの声からは、様々
な関係性に支えられる環境がなくなり、自分らしくいられ、成長できる居場所はなくなっている様
子がうかがえます。

今こそ、長年子どもの声を聴いてきたチャイルドラインとして実施団体、支援センターが協力し、
政治や社会を動かしていかなければなりません。

そのために、各実施団体と地方自治体、支援センターと国・関係省庁との関係性を深め、様々な実
績を積み上げ、社会的な信用を高めていくことが大切です。今年度は、共通の夢を持ち、その実現の
ために到達すべき具体的な目標を定め、共に実行していける組織運営を目指しましょう。

<数字から見る子どもの状況>

○子どもの自死（厚生労働省） **514人(過去最悪 2022)→513人(2023)**

※警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成(令和5年中における自殺の状況)

○子どもの貧困率（厚生労働省）15.7%（2021）→**11.5%(2022)**

○小中学校の長期欠席者（文部科学省）→41.3 万人（2021）→**46.0万人(2022)**

○いじめの認知件数（文部科学省）→61.5 万件（2021）→**68.2万件(2022)**

（小・中・高・特別支援学校）

○暴力行為（文部科学省）76,441件（2021）→**95,426件(2022)**

○ヤングケアラー…小学 6 年生の6.5%（約15 人に 1 人）、公立中学 2 年生の 5.7%（約 17 人に 1
人）、公立の全日制高校 2 年生の 4.1%（約 24 人に 1 人）が「世話をしている家族がいる」と回答

(2021三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社・文部科学省)

○子ども虐待相談対応件数（こども家庭庁）207,659 件（2021）（内死亡77 人）→**219,170件（2022）（内死亡74 人）**

○SNSに起因する事犯の被害児童数（警察庁）1,812 人（2021）→**1,732人（2022）**

○児童ポルノ事犯の被害児童数（警察庁）1,458 人（2021）→**1,487人（2022）**

※数値は当該年度の数値 警視庁のみ当該年

事業方針

■3つの柱

①子どもの心の居場所になるための質の向上と拡大

子どものエンパワメントを保障する質の向上を図る

担い手増員に取り組む

子どもの意見形成のための受け手の資質向上を図る

②「子どもの声」の政策提言

国に対して政策提言できる分析力、発信力を強化する

子どもの声に基づく政策施策をまとめて国に提言する

子どもに関わる各種審議会の委員になり積極的に施策提言を行っていく

地域での「子どもの声」の社会発信を強化する

各都道府県の社会発信、施策化、事業化への影響力を大きくする支援を行う

③子ども参画

子どもの意見表明のための支援を行う

チャイルドラインの運営への子どもの参加を進める

子どもに関する社会問題への子ども参加を促進する

事業計画

2024 通常総会 6 月 8 日 ・ エリア会議の実施 年間 3 回 4 月、10 月、1 月

尚、必要に応じ、意見交換会、実践交流を行っていく

1. 子どもの「声」を聴く

(1)統一番号フリーダイヤル(0120-99-7777)の実施

- ・ 毎日 16：00～21：00 まで全国の実施団体と協働で統一番号フリーダイヤルを実施する（通年）
- ・ 16：00～21：00 以外の常設実施の検討を進め、年末年始を含む常設時間外の実施延長を目指す（通年）
- ・ フリーダイヤルオプション自県優先・迂回設定を試験的（2024 年 4 月～2025 年 3 月（期間限定 半年で検証）に外し（有料で希望する都道府県は除く）つながりやすさ等、子どもに不利益が発生しないかを検証をする（通年）
- ・ 安定的な回線数の確保（曜日ごとの回線数差の解消を図る）（通年）

- ・おとなの妨害電話対策を強化する（通年）
- ・実施団体／エリアから提出された報告書をもとに妨害電話対策を迅速に行う（通年）
- ・キャンペーンをきっかけとして、回線数の少ない曜日を意識した実施日の拡充を図る（8月22日～9月4日、11月20日～26日）
- ・「非通知」「無言」「ワン切り」への対応について、引き続き検討していく（通年）

(2) ネットでんわの実施

- ・実施曜日の増設を目指す（現在毎週月曜日常設）（通年）
- ・新規参加団体向け説明会・接続テストを実施（随時）し参加団体を増やす（通年）
- ・システムのアップデートし、必要に応じ修正をする（通年）
- ・商標使用基準を改定し、ネットでんわをフリーダイヤルと同等とすることを検討する（通年）
- ・おとなの妨害電話対策として、認定方法及び対策強化を検討する（通年）
- ・全国キャンペーンをきっかけとして実施体制の拡充を目指す（8月22日～9月4日）
- ・データベースから実施団体が自地域（都道府県）の子どもの「声」を受け取ることができる仕組みを検討する（通年）

(3) オンラインチャット実施

- ・毎週第1, 3月曜日及び火、水、木、金、土曜日 16:00～21:00 全国の実施団体と協働でオンラインチャットを実施する（通年）
- ・毎日常設実施を実現する（早期に第2, 4月曜日及び日曜日常設実施を目指す）
- ・課題共有、毎日実施のための意見交換会を実施する（12月）
- ・データベースから実施団体が自地域（都道府県）の子どもの「声」を受け取ることができる仕組みを検討する（通年）

(4) 「つぶやく」で子どもの声をうけとめる

- ・365日24時間HP上の「つぶやく」で子どものつぶやきを受けとめる（通年）
- ・受けとめた子どもの声を分析し社会発信する（通年）
- ・「みんなのつぶやき」の更新…引き続き無作為抽出の50件（程度）を毎月「みんなのつぶやき」として公開し、実施団体と共有する（通年）
- ・希望する実施団体と「つぶやき（公開してもよい）」を共有する。ただし、セキュリティ、秘密保持のための覚え書きを交わす（通年）

(5) 「チャイルドライン全国キャンペーン」の実施

- ・夏の全国キャンペーン（8月22日～9月4日）
夏休み明け前後の子どもたちが不安定になる時期（毎年この時期に行っている）に子どもの声を受けとめるキャンペーンを行う
- ・フリーダイヤル24時間全国キャンペーン（11月20日～26日）
2023年度中国四国エリア主催で実施した際に他エリアから10実施団体もの参加があったこと、実施時間に対する子どものニーズ把握につながることから、全国の実施団体が協力して、11月20日（国連総会において子どもの権利条約が成立した日）より1週間、24時間「聴かれる権利」の保障をする全国キャンペーンを行う

(6) 担い手増員のための実施団体支援

- ・新規団体の立ち上げを支援する

- ひとりでも多くの子どもたちの声に耳を傾けるために、新規団体の立ち上げを支援する（通年）
- ・実施団体への研修支援をする
全国の担い手が減少している現状を受け、実施団体と一緒に考え、実施体制強化を目指し、担い手養成のための研修事業を支援する（受け手・支え手の養成・継続研修）（通年）
 - ・担い手育成動画ツールを制作する
受け手等養成講座は、実施団体が主体として実施するものであることを前提に、養成講座等が実施困難な実施団体が利用できるよう養成講座の座学部分の動画を制作し、動画を視聴した受け手希望者に対して実施団体が実践プログラム（ロールプレイなど）を実施することで、支援センターと実施団体が協働して通年で受け手を養成できる体制を整えることを試みる。尚、運用に関しては、実施団体が主体的に利用できるよう柔軟に運用する（通年）

(7) エリア研修

- ・自死予防の視点で、エリアにおける情報共有、スキルアップを図る（通年）

(8) 全国研修、チャイルドライン 25 周年記念事業の開催

- ・子どもたちの現状や社会課題、チャイルドラインの課題（社会発信など）や社会的役割について深めていく（12月）
- ・チャイルドライン 25 周年にあたり記念事業を開催する

2. 子どもたちの生きやすい社会を目指す

A. 広報・啓発力を強化する

全国すべての子どもたちへのチャイルドラインの広報を強化する

(1) 子どもたちへの広報強化を目指した「チャイルドライン全国キャンペーン」を実施する

- ・全国的な広報活動を進めると共に実施団体の広報活動を支援する（通年）
広報用ポスターを作成し実施団体に配布する
デザインカードを作成し申し込みを受け付ける
広報動画を制作し公開する（YouTube チャンネル）
SNS などを利用し、カードポスター以外の広報に努める
様々な方法で、広報、ファン্ডに繋げる取り組みを行う

(2) 地域、状況を越えて全ての子どもたちに広報する手立てを検討し実施する

- ・空白地の子どもへのカード、ポスターを配布する（通年若しくはキャンペーンと連動）
- ・新規団体作りが進んでいる場合はその団体と連動させて進める（通年）
- ・告知カードを配布しきれない都道府県の子どもたちへの広報も視野に入れる（通年）
- ・児童館、小児科医院など子どもに関わる施設や団体の協力を得て広報する（通年）
- ・告知カード以外の子どもへの広報を工夫する（通年）
- ・チャイルドラインへのアクセス方法をわかりやすく動画で制作公開（YouTube チャンネル）するなど、SNS などを利用した広報につなげていく（通年）

(3) 子どもたちの権利条約を様々な手段で啓発する

- ・子どもたちの権利を知ってもらう動画を制作公開し（YouTube チャンネル）SNS などを通じて伝

えていく（通年）

(4) ホームページの充実を図る

- ・子ども、おとなへの啓発をかねた広報の場として、また子どもの意見表明・社会参加の場として活用できるよう見直しを行い、充実させていく（通年）

B. 子どもアドボカシーの視点から子どもの声を社会発信する

チャイルドラインが子どもに対して果たすべき社会的役割を「子どもアドボカシー」の視点から考える。各実施団体において地域の子どもの「声」の分析、社会発信ができるよう支援する。受けとめた子どもの「声」の分析を促進し、施策提言を進める。

(1) 子どもの声をデータベースに集積する

- ・社会状況に応じたデータ分析を行うためデータベース改修について検討する（通年）
- ・データ集積のためのデータベース入力費用を支援する（通年）

(2) 定期的に子どもの「声」の分析を行い、迅速な共有、発信を進める

- ・トラヒックデータを集計し実施団体と共有する（通年）
- ・3ヶ月毎、及び必要に応じてデータ分析し、発信する（通年3ヶ月毎）
- ・各種キャンペーンなどの実施報告、事業のまとめを行う際に、必要に応じて、データ分析を行う（通年）

(3) 子どもの声、意見の受発信ツールとして HP を子どものためのポータルサイトにしていく(3ヶ年計画3年目)

- ・子どもが参加できる仕組みを構築する（通年）
- ・子どもの意見表明の受け皿作りを引き続き進める（通年）

(4) 年次報告及びダイジェスト版を発行する

- ・2024年次報告書・ダイジェスト版を編集、発行し配布する（7、8月頃）

(5) 省庁、議員、他団体との連携、協働を強化する

- ・子どもの生きやすい社会を作るために多方面の子ども支援団体と連携を図る（通年）
特に、こども基本法制定から子どもの権利条例づくりの動きが活発化している。行政との協働を含め、関係団体との連携を強化する
- ・2024年度チャイルドライン支援議員連盟総会・勉強会を開催し、チャイルドラインからみえる子どもの現状を伝えるとともに必要な施策について提言していく（12月～3月頃）
- ・こども家庭庁を始め関係省庁との連携を強化し、子どもに関する審議会等に参加、参画できるよう働きかける（通年）
- ・内閣府「孤独孤立相談事業」参加団体を実施団体より募り、チャイルドライン支援センターが窓口（受託）となって国との協働事業を進める（通年）

C. ファンド・組織力を強化する

全国のチャイルドライン活動のために、助成金補助金を公的資金として位置づけ確保する。組織の資金調達力をあげ、事務局やマネジメント力を強化し組織力の強化を図る。

(1) 実施団体への運営支援を行う

- ・各実施団体への支援をエリア幹事及びエリア担当理事の連携で行っていく（通年）

- ・被災地支援を行う
- (2)支援者(団体)を増やし寄付の増収を図る
 - ・支援会員の拡大、3,000 円以上の寄付者の拡大に取り組む (通年)
- (3)他団体との連携、協働によりファンドツール開発及び普及拡大を図る
 - ・寄付型自動販売機の普及 (通年)
 - ・新規ファンドツールの開発、普及 (通年)
- (4)ニュースレターを発行(年 2 回)する
 - ・支援者に向けて、子どもの状況、活動を伝えるニュースレターを作成し、継続的なチャイルドラインへの支援を促していく (通年 10 月、2 月)

3. チャイルドラインのこれからを考えていく

- ・実施団体の現状を聴いていくことを大切にし、その上で、共通のビジョンや具体的な目標を見出し、共有していくために、エリア会議、意見交換会を行い、チャイルドラインのこれからを考えていく
- ・子どもの意見を聴く機会をつくる

参考)定款上の事業

※上記事業計画を定款上の事業に位置づける

(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行なう。

(1)「チャイルドライン」への社会的認識を高めるためのキャンペーン事業

- 2-A- (1) 子どもたちへの広報強化を目指した「チャイルドライン全国キャンペーン」を実施する
- 2-A- (2) 地域、状況を越えて全ての子どもたちに広報する手立てを検討し実施する
- 2-A- (3) 子どもの権利条約を様々な手段で啓発する
- 2-A- (4) ホームページの充実を図る

(2)「チャイルドライン」の理念や運営に関する助言、研修プログラムの提供など、各地の「チャイルドライン」の設立、運営の支援事業

- 1- (1) 統一番号フリーダイヤル (0120-99-7777) の実施
- 1- (2) ネットでんわの実施
- 1- (3) オンラインチャット実施
- 1- (4) 「つぶやく」で子どもの声をうけとめる
- 1- (5) 「チャイルドライン全国キャンペーン」の実施
- 1- (6) 担い手増員のための実施団体支援
- 2-C- (1) 実施団体への運営支援を行う
- 3 チャイルドラインのこれからを考えていく

(3)「チャイルドライン」の運営スタッフや電話の受け手など「チャイルドライン」に携わる人材育成のための研修事業

- 1- (7) エリア研修
- 1- (8) 全国研修

(4)各地の「チャイルドライン」のネットワークづくり事業

- 1- (8) チャイルドライン 25 周年記念事業の開催

(5)「チャイルドライン」の質的確保、内容充実のための国際的視野に立った調査研究および研修プログラムの開発事業

- 2-B- (3) 子どもの声、意見の受発信ツールとして HP を子どものためのポータルサイトに
していく (3 ヶ年計画 3 年目)
- (6) 全国各地の「チャイルドライン」が受けとめた子どもたちの声を、子どもに関する諸政策、施策、事
業に反映させ、もしくは子ども政策・施策の評価・検証に役立てるための意見提言
 - 2-B- (1) 子どもの声をデータベースに集積する
 - 2-B- (2) 定期的に子どもの「声」の分析を行い、迅速な共有、発信を進める
 - 2-B- (4) 年次報告及びダイジェスト版を発行する
 - 2-B- (5) 省庁、議員、他団体との連携、協働を強化する
- (7) 「チャイルドライン」に対する財政支援など地域社会の協力体制を確立するための社会基盤の開発
整備
 - 2-C- (2) 支援者（団体）を増やし寄付の増収を図る
 - 2-C- (3) 他団体との連携、協働によりファンドツール開発及び普及拡大を図る
 - 2-C- (4) ニュースレターを発行（年 2 回）する

2024 年度 事業スケジュール ※通年事業は入れていません

- 2024 年 4 月 (2023 年度エリア会議)
- 5 月 孤独孤立相談ダイヤル
- 6 月 2024 年度通常総会(6 月 8 日)
- 7 月
- 8 月 夏の全国キャンペーン
- 9 月 意見交換会
- 10 月 エリア会議①、ニュースレター発行
- 11 月 24 時間全国キャンペーン
- 12 月 全国研修(含む チャイルドライン 25 周年記念講演)、意見交換会
- 2025 年 1 月 エリア会議②
- 2 月 ニュースレター発行、チャイルドライン支援議員連盟総会・勉強会
- 3 月
- 2025 年度 4 月 2024 年度エリア会議③
- 5 月
- 6 月 2025 年度通常総会